

NTT東日本・西日本とソフトバンクの間の 県間接続料に係る協議状況

平成30年4月24日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

NTT東日本・西日本とソフトバンクの間の協議の状況①<優先転送機能(県間接続料)に係る協議>

※ [] は構成員限り

時期	内容
2017年5月16日	NTTからSBに対し、県間接続料の単金を提示
2017年5月18日	SBからNTTに対し、提示された県間接続料の検証のため、「県間伝送路の仕入れ値」及び「需要」の提示を依頼
2017年6月1日	<p>NTTからSBに対し、県間接続料の算定の考え方(※)を提示。 また、「県間伝送路の仕入れ値」は回答困難だが、提示済みの県間接続料から県間伝送路の仕入れ値を踏まえた原価を推計する方法(県間接続料×需要＝原価)を提案。「需要」は提示可能と回答</p> <p>※ []</p> <p>SBからNTTに対し、需要提示を要望</p>
2017年6月23日	NTTからSBに対し、「優先転送の県間接続料に係る需要」を口頭回答(2017年7月12日にNTTからSBIに対し文書で正式回答)
2017年8月7日	SBからNTTに対し、検証の結果、試算値と大きな乖離があるとの意見提示(乖離幅は、[])。 また、乖離が発生していると想定される『県間のポート実績トラヒック比』『ピークトラヒック』について提示を要望
2017年9月1日	NTTからSBに対し、「県間伝送路のポート実績トラヒックに占める優先転送トラヒックの割合」を口頭回答。 SBからNTTに対し、「原価は創設費の[]程度で算出しているが齟齬はないか」との質問あり(2017年9月22日にNTTでも齟齬がないことを確認)
2017年9月7日	NTTからSBに対し、「県間伝送路に係るピークトラヒック」を電話回答
2017年9月15日	NTTからSBに対し、検討状況を電話確認したところ、 SBからNTTに対し、現時点の状況を電話回答(検証の乖離幅は縮まったが、双方にてこれ以上の情報開示が困難と思われ、検証ができないことから合意するのは厳しそう)
2017年9月22日	NTTからSBに対し、NTT側は建物や電柱等の関連設備も見ているが、SBがどこまでの資産を対象範囲としているか、SB試算の「資産の対象範囲」について電話にて質疑応答

NTT東日本・西日本とソフトバンクの間の協議の状況②<優先転送機能(県間接続料)に係る協議>

※ []は構成員限り

時期	内容
2017年10月4日	SBからNTTに対し、「検証の乖離幅は縮まったが、依然として合意できない」と回答(SB試算値と []の乖離あり)。また、「これ以上の検証は設備構築ポリシーの差を開示していくこととなり、お互いに困難と思われるので総務省等に入っていたくことでどうか」と打診
2017年11月29日	接続料の算定に関する研究会(第9回会合)において、SBから「NTTとの県間接続料の規模感についてギャップが生じているため、総務省において一度検証をお願いしたい」との主張
2017年12月22日	接続料の算定に関する研究会(第10回会合)において、SBから「NGN県間設備はIPoE方式のISP接続やQoS電話の提供において不可避免的に利用される一方、料金面では①非指定設備のため、コスト算定の根拠が不透明②NTT東西コスト負担は小さく、削減インセンティブが働きづらい、という2つの課題が存在」するため、「NGN県間伝送路の接続料について、第一種指定設備同様の適正性・公平性・透明性の確保(定期的なチェック)を要望」との主張
	接続料の算定に関する研究会(第10回会合)において、NTTから「相互理解を深めていくことは可能と考えており、当社は、今後とも、ソフトバンク殿との合意に向けて努力を続けていきたい」との主張 (⇒総務省において、NTTとSBとの協議状況を整理。1/23開催の第11回会合でそれまでの状況を示した本資料を配布。)
2017年12月27日	接続料の算定に関する研究会(第10回会合)でのNTTからの主張を踏まえ、NTTからSBに対し引き続き検証の乖離幅を更に縮小していくため、乖離が生じている主な要因を洗い出す方向で二者間協議を継続したい旨打診し、SB了承
2018年1月12日	NTTからSBに対し、乖離が生じている主な要因として、「ネットワークの冗長構成」「装置・伝送路以外の間接設備(電力設備や管路・とう道等)の料金算入範囲」「各県毎の伝送路の帯域の試算方法」が考えられると説明
2018年1月19日	NTTからSBに対し事前(2018年1月15日)に送付した「各項目に関する確認事項(ネットワーク冗長構成、間接設備の原価範囲、各県毎の伝送路の帯域についての試算方法、過年度装置を踏まえた試算)」について、意見交換
2018年1月31日	NTTからSBに対し、ネットワークの冗長構成に関する資料送付
2018年2月2日	設備購入時期について意見交換を行い、NTTからSBに対し、設備設置からの平均経過年数は「概ね []程度」との説明
2018年3月7日	NTTからSBに対し、機器の購入時期によりコスト差(設備単価の差)が発生するとの説明 []
2018年3月12日	NTTからSBに対し、検討状況を電話確認したところ、SBからNTTに対し、これまでのNTTからのコスト差に係る説明について理解したとの回答
2018年3月22日	NTTからSBに対し、別途、 []見直しを実施した後の単金を提示(見直し前の []まで減少)
2018年4月12日	県間接続料についてNTTとSBの間で合意
2018年4月13日	NTTにおいて非指定約款を改正し、県間接続料の単金(1Mbitまでごと)を規定(東:0.00023419円、西:0.00047244円)